	総則	頁
第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	別 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大網市 静岡県 警察 自衛隊 指定地方行政機関 指定地共機関 指定と地域関 指定と地域を中 位置及び地形 気象 市の日 交通 産業構造 予想される災害と地域 風水害 地電 地でり・がけ崩れ 火り災 雪高 変音 変音 変音 変音 変音 変音 変音 変音 変音 変音	11112224567777777788888888888

				•
		発 災	前	頁
第第 第第 第第 第第 第第 第第 第第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	ボランティア活動の 5 要配慮者支援計画 5 数助・救急活動に 5 応急住宅 5 重要施設・ライフ 5 被災者生活再建支 6 市の業務継続に関 6 複合災害対策及び 5 男女共同参画の視	国	べき役割 の防災活動の推進 発等に関する計画	9 9 9 10 10 11 13 14 14 17 18 18 18 19 20 1 22 22 25 5 6 6 27 7 27

	発 災 後	頁
	雪 応急対策計画	29
第1節	総則	29
1	市地域防災計画と県地域防災計画との関係	29
2 3	市の行う措置 防災業務計画と市地域防災計画との関係	29 29
4	の父表が計画と中地域の父計画との関係 この計画を理解し実施するための留意事項	30
第2節	組織計画	31
1	災害対策組織	31
第3節	動員計画	31
1	動員の実施基準	31
2	実施方法	31
第4節	通信情報計画	32
1	実施事項 情報伝達手段及び通信系統	33 34
2 3	間報は産手段及り超信系統 災害の被害等の情報の収集及び伝達	34
第5節	災害広報計画	35
1	広報実施方法等	35
2 3	防災関係機関	35
3	報道機関への情報発表	36
4 5	経費負担区分	36
り 第6節	住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法	36 36
第0即 1	災害救助法の適用計画 災害救助法の適用基準	36
	被害世帯の算定基準	36
2 3	災害救助法の適用手続	37
第7節	避難救出計画	37
1	避難誘導	37
2 3 4 5	被災者の救助	40
] 3	避難地への避難誘導・運営	41
4 5	避難所の開設・運営 ※実数はたまでくまの実施専項	42 43
6	災害救助法に基づく市の実施事項 知事に対する応援要請	43
7	避難行動要支援者の支援	44
8	広域避難・広域一時滞在	45
第8節	愛玩動物救護計画	46
第9節	食料供給計画	46
1	実施主体と実施内容	47
2 3	災害救助法に基づく市の実施事項	47
	交通、通信が途絶して市町長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置 衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画	48
第 10 sl.	実施主体と実施内容	48 48
2	災害救助法に基づく市の実施事項	49
	に 給水計画	49
1	実施主体と実施内容	49
	災害救助法に基づく市の実施事項	50
	被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理	50
1	被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定 災害危険区域の指定	50 51
	の会住宅の確保	51 51
	災害救助法に基づく市の実施事項	52
5	要配慮者への配慮	53
6	住宅の応急復旧活動	53
7	非常災害時における特例	53
	医療・助産計画	53
1	基本方針	53
	医療救護本部、救護所及び救護病院 実施主体と実施内容	53 54
	災害救助法に基づく市の実施事項	54
5	非常災害時における特例	55 55
	防疫計画	55
1	市の実施事項及び要請事項	55
	市民及び自主防災組織の実施要領	55
3	関係団体の実施事項	55
4	その他	55

	発	災	後	Ē	頁
第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	情報を 情報を 情報を 情報を 情報を 神子の 神子の 神子の 神子の 神子の 神子の 神子の 神子の	型理計画 別 関 対 関 対 関 対 関 対 関 対 関 関 関 関 関 関 関 関 関	後	555555555555555555555555555555555555555	頁 666667777889999999990000022225566667777880000111112233
第27節 1 応 2 災 第28節	相互応援協力計画 援派遣要請の実施事項 害相互応援 電力施設災害応急対策			7 7 7 7	'3 '3 '4 '4
2 第 2 9 1 2 3 4 第 3 3 1 9 第 3 1 9 第 3 1 9 第 3 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1 9 1	急措置の実施 との連絡協議 ガス災害応急対策計画 常体制組織の確立 急対策 、市等との連絡協議 改の報告 下水道災害に係るが 突発的災害に係る応急 の体制 市有施設及び設備等の 防災行政無線 共施設等 ンピューター	h画 3対策計画		7 7 7 7 7 7 7 7 7 8 8	ŹĞĞĞĞĞĞĞĞĞĞĞĞĞĞ

		復	IB	•	復	興	期	頁
第2節 12 3 節 1 2 3 節 1 2 3 節 1 2 3 節 1 2 3 節 1 2 3	・復興対策 災害復旧計画 激甚災害の無難 被災害者の を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	給 O軽減 im施						88 89 89 89 90 90 90 90